学則 • 施行規則

令和3年8月1日現在

 $\frac{\mathbb{P}^6}{\mathbb{P}^6}$ 長崎歯科衛生士専門学校

学則

第1章 総 則

- 第1条 本校は、歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ有能な歯科衛生士を 養成することを目的とする。
- 第2条 本校は、長崎歯科衛生士専門学校と称する。
- 第3条 本校は、長崎県長崎市茂里町3番19号に置く。
- 第4条 本校は、一般社団法人長崎県歯科医師会が設置経営する。
- 第5条 本校の修業年限、学生定員、学級数及び学生総定員は次のとおりとする。

| 修業年限 | 1 学年定員 | 1 学年学級数 | 学生総定員 | | | |
|------|--------|---------|-------|--|--|--|
| 昼3年 | 50名 | 1 | 150名 | | | |

第2章 学科課程

第6条 学科課程及び単位数は別表のとおりとする。

第3章 学年、学期及び休業日

- 第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第8条 学年は次の2期に区分する。
 - (1) 前期 4月 1日から 9月30日まで
 - (2)後期 10月 1日から翌年 3月31日まで
- 第9条 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する日
 - (3) 春期休業 3月20日から 4月 7日まで
 - (4) 夏期休業 7月21日から 8月31日まで
 - (5) 冬期休業 12月24日から翌年 1月 7日まで
- 2. 校長は必要に応じ前項第3号から第5号までの休業期間を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。
- 第10条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。 午前 9時から午後 4時20分まで

第4章 入学、休学、退学及び転入学等

- 第11条 入学及び進級の時期は学年の始めとする。
- 第12条 本校に入学する資格のある者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とする。

- 第13条 入学志願者は、定められた期日内に次のものを校長に提出しなければならない。
 - (1)入学願書・履歴書(第1号様式)
 - (2) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書、及び調査書又は成績証明書
 - (3) 写真 上半身無帽2枚(出願前3か月以内撮影のもの)
 - (4)入学検定料
- 第14条 入学志願者に対しては、学科試験、人物考査等を行い、その成績及び最終学校 調査書の成績を総合して選考し、教務委員会の議を経て校長が入学を許可する。
- 第15条 入学許可を受けたもの(以下「学生」という。)は指定期日までに保証人2名の 誓約書(第2号様式)に必要な学費を添えて校長に提出しなければならない。
- 2. 卒業見込で受験したものは、卒業証明書を提出しなければならない。
- 3. 前項の手続を怠り、または入学期日に許可なく出席しない場合は、入学許可を取り消すことがある。
- 4. 第1項に規定する保証人2名の内1名は保護者、他の1名は、独立の生計を営み、学生の 身上に関し一切の責任を負うことのできるものでなくてはならない。
- 第16条 本人及び保証人の身分上に異動、または住所変更等のあった場合は、直ちに異動届(第3号様式)を校長に提出しなければならない。 但し、改名転籍の場合は戸籍謄本または抄本を添付しなければならない。
- 第17条 学生が欠席する場合は、欠席届(第4号様式)を校長に提出しなければならない。 但し、病気で1週間以上引続き欠席する場合は医師の診断書を添付しなければならない。
- 第18条 学生が休学する場合は、休学願(第5号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。 又、健康管理上特に必要と認めた場合は、校長は休学を命ずることがある。
- 2. 休学期間は1年以内とする。
- 第19条 復学を希望する者は復学願(第6号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気による休学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。
- 2. 前項の場合は休学時の学年に編入する。
- 第20条 都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所または文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校の学生が所属長の承諾書を添えて転入を志願したときは、校長が定員に欠員のあった場合に限り、選考の上これを許可することができる。
- 2. 転入学の時期は学年の始めとする。
- 第21条 本校の在学期間は、修業年限の2倍の年数を越えることはできない。
- 第22条 学生が退学する場合は、退学願(第7号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第5章 成績考查、進級、卒業

第23条 学業成績は、学科試験及び実習並びに平素の成績により評定する。

- 第24条 学科試験は、定期試験及び臨時試験の区分により、校長が定める学科目並びに 実習について行う。
- 2. 臨時試験は、校長が必要と認めたときに行う。
- 第25条 前条の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。
- 第26条 各学科及び実習にかかる出席時間数が前条に定める時間数に満たない者について は、必要な補習を行ったうえでなければ受験することができない。
- 第27条 各試験の成績は1科目100点満点として、60点以上を合格とする。
- 第28条 試験の成績が合格点に達しない者は、2回再試験を受けることができる。
- 2. 再試験の期日は別に定める。
- 3. 再試験料は別に定める。
- 第29条 試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。
- 2. 追試験の期日は別に定める。
- 3. 追試験料は別に定める。
- 第30条 授業科目を履修した者に対しては、成績評定が合格の場合に所定の単位を与える。
- 第31条 教育上有益と認めるときは、本校に入学する前に他の専修学校の専門課程・大学・短期大学等において修得した単位を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 但し、本校の課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。
- 2. 履修認定に関する必要な事項は別に定める。
- 第32条 校長は、教務委員会の議を経て、当該学年の課程を履修した者を進級させ、第6条に定める学科課程を履修した者に卒業を認定する。
- 2. 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書及び専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

- 第33条 入学検定料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。
 - (1)入学検定料

20,000 円

(2)入学金

300,000 円

(3)授業料(年額)

450,000 円

(4) 実習費 (年額)

130,000 円

- 第34条 入学検定料、入学金は校長が指定した期日までに、授業料、実習費は各学年の 始めに納付しなければならない。
- 第35条 すでに納入した入学検定料、入学金及び在学生に係る授業料、実習費は理由のいかんを問わず、一切これを返還しない。
- 第36条 一定の要件を備える者については、授業料等を軽減又は免除することがある。 なお、要件及び軽減額については教務委員会で決定する。

第7章 教職員の組織

第37条 本校に次の教職員を置く。

(1)校 長 1名

(2)副 校 長 1名

(3) 教務部長 1名

(4) 専 任 教 員 5名以上

(内 1名は教務主任とし、3名はクラス担任を兼ねる。)

(5) 非 常 勤 講 師 校長が必要と認める数

(6) 専任事務職員 1名以上

第8章 委 員 会

第38条 本校に教務委員会を置く。

2. 教務委員会に関する必要な事項は別に定める。

第39条 本校を適正に管理運営するために、運営委員会を置く。

2. 運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

第40条 本校に教育課程編成委員会を置く。

2. 教育課程編成委員会に関する必要な事項は別に定める。

第41条 本校に学校関係者評価委員会を置く。

2. 学校関係者評価委員会に関する必要な事項は別に定める。

第9章 賞 罰

第42条 校長は、学業品行共に優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

- 第43条 校長は、学則その他の規定に違反し、または学生の本分に反する行為が あったときは、教務委員会の議を経てその学生を懲戒することができる。
- 2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3. 前項の退学は次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1)素行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者。
 - (2)病気または成績不良で卒業の見込みがない者。
 - (3) 正当の理由がなくて引き続き 2週間以上欠席した者。
 - (4) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
 - (5) 本校に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者。

第10章 健康管理

第44条 学生は、学校保健法(昭和33年法律第56号)第6条に準じ健康診断を受けなければならない。

第11章 雑 則

第45条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附則

1. この学則は、厚生大臣の指定を受けた日(昭和59年3月10日)から施行する。

附則

1. 本改正は、平成7年3月1日から施行する。

附則

- 1. 本改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2. 平成14年度入学生の修業年限,授業時間数,休業日,始業及び終業の時刻,授業料及び実習費は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則

本改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

本改正は、一般社団法人長崎県歯科医師会の設立の登記の日から施行する。

附則

本改正は、平成29年3月1日から施行する。

附則

本改正は、令和3年4月1日から施行する。

但し、令和3年度の第3学年において、医療事務については第2学年次に習得した時間数も加えて20時間(1単位)の修得とする。

附則

本改正は、令和3年8月1日から施行する。

<別 表>

医療専門課程 歯科衛生士科

| 医療 | 専門課程 歯科衛生士科 | | | | 1 | pr.1 | | B Ψ | le. |
|------|--------------|------------|-------------------|--------|-----|------|------|------|---------|
| | 教 育 内 容 | 学 | 科 目 | 基準単位 | 単 位 | 第1学年 | | 第3学年 | 文 合計 |
| | 科学的思考の基盤 | 自然科学 | 生物学 | | 2 | 第1子平 | 弗4子牛 | 弗3子平 | 30 |
| 基 | 付予的心分の玄金 | 日然行子 | | | 2 | 30 | | | |
| 礎 | 1 BB 1 457 | A 14-4-1 | 化学 | | | | | | 30 |
| HAC. | 人間と生活 | 人文社会 | 心理学 | 10 | 2 | 30 | | | 30 |
| 分 | | | 倫理学 | | 1 | 15 | | | 15 |
| 野 | | | 行動科学 | | 1 | | 20 | | 20 |
| | | 外国語 | 歯科英語 | | 2 | 30 | | | 30 |
| | 人体の構造と機能 | 解剖学 | 解剖学 | | 2 | 30 | | | 30 |
| | | | 組織・発生学 | ź 4 | 1 | 20 | | | 20 |
| 専 | | 生生 | 里 | 学 | 1 | 20 | | | 20 |
| | | 生生 | Ľ | 学 | 1 | 15 | | | 15 |
| | 歯・口腔の構造と機能 | 口腔解剖学 | 口腔解剖(含歯型彫刻) | 学 | 3 | 45 | | | 45 |
| 門 | | | 口腔組織学 | 5 | 1 | 20 | | | 20 |
| | | 口 腔 | 生 理 | 学 | 1 | 20 | | | 20 |
| 基 | | 口 腔 | 生化 | 学 | 1 | 15 | | | 15 |
| 奉 | 疾病の成り立ち及び | 病理学 | 病理学 | | 1 | 20 | | | 20 |
| | 回復過程の促進 | | 口腔病理学 | | 1 | 20 | | | 20 |
| 礎 | | 薬理学 | 薬理学 | 6 | 1 | 15 | | | 15 |
| HÆ | | | 歯科薬理学 | | 1 | | 15 | | 15 |
| | | 微生物学 | 微生物学 | , | 1 | 15 | | | 15 |
| 分 | | | 口腔微生物学 | 2 | 1 | 15 | | | 15 |
| | 歯・口腔の健康と予防に | | 口腔衛生学 | | 2 | 30 | | | 30 |
| | 関わる人間と社会の仕組み | 保健生態学 | 公衆歯科衛生 (含歯科衛生統 | 計) | 3 | | 45 | | 45 |
| 野 | | 水佐工窓子 | 衛 生 | 学 7 | 1 | 15 | | | 15 |
| | | | 地域保健学公 衆 衛 生 | · 学 | 1 | 15 | | | 15 |
| | | 衛 生 行 政 | | | 2 | | 30 | | 30 |
| | 歯科衛生学総論 | 歯科衛生士概言 | 倫(含医療倫理 | 里) 2 | 2 | 30 | | | 30 |
| | 臨床歯科医学 | 歯 科 臨 | 床 概 | 論 | 2 | 30 | | | 30 |
| 専 | | 歯・歯髄疾患論 | 保存修復学 | | 1 | | 20 | | 20 |
| | | | 歯内療法学 | | 1 | | 20 | | 20 |
| 門 | | 歯周疾患論 | 歯周治療学 | | 2 | | 30 | | 30 |
| | | 咀嚼障害・咬合異常論 | 歯科補綴学 | | 1 | | 20 | | 20 |
| Л | | | 矯正歯科学 | 8 | 1 | | 20 | | 20 |
| 分 | | 顎口腔疾患論 | 口腔外科学 | | 2 | | 30 | | 30 |
| | | 小児歯科疾患論 | 小児歯科学 | | 2 | | 30 | | 30 |
| 野 | | 障害者歯 | | 論 | 1 | | 20 | | 20 |
| | | 高齢者歯 | | 論 | 1 | | 15 | | 15 |
| | | 歯 科 口 腔 | 放射線 | 論 | 1 | | 15 | | 15 |

| | 教 育 内 容 | 学 | 斗 目 | | 基準 | 777 17- | 展 | F I | 引 数 | 女 |
|-----|----------------|------------|---------|----|----|---------|------|------|------|------|
| | 教 育 内 容 | 子 1 | 斗 目 | | 単位 | 単 位 | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 合計 |
| | 歯科予防処置論 | う蝕・歯周 | 予 防 処 置 | 法 | 8 | 6 | 160 | 80 | | 240 |
| | | 口腔保健管理 | 法(継続管理 | 里) | O | 2 | | | 30 | 30 |
| 専 | 歯科保健指導論 | 保健指導(含訪問 | 問歯科保健指導 | 尊) | - | 6 | 120 | 80 | 40 | 240 |
| | | 栄養 | 指 | 導 | 7 | 2 | | 30 | | 30 |
| 門 | 歯科診療補助論 | 歯 科 診 病 | 療 補 助 | 法 | | 6 | 160 | 80 | | 240 |
| | | 臨床檢查• | 救 急 蘇 生 | 法 | | 2 | | 30 | | 30 |
| 分 | | 医 療 | 事 | 務 | 9 | 1 | | | 20 | 20 |
| 73 | | 歯科 | 材 | 料 | | 1 | 20 | | | 20 |
| | | 感 染 = | 予 防 | 学 | | 1 | | 15 | | 15 |
| 野 | 臨地実習(臨床実習を含む。) | 臨地実習(臨床 | 実習を含む。 |) | 20 | 20 | | 225 | 675 | 900 |
| | | 総 合 i | 歯 科 | 学 | | 7 | 10 | 20 | 180 | 210 |
| 選 | | 医療情報 | 処 理 技 | 術 | | 2 | 15 | 15 | | 30 |
| 択 | | 摂 食 機 fl | 能訓練 | 法 | | 2 | | 30 | | 30 |
| 必 | | リハビリテー | ーション概 | 論 | 7 | 1 | | 20 | | 20 |
| 修 | | 隣 接 | 医 | 学 | ' | 2 | | | 30 | 30 |
| 分 | | 看 護 | 学 概 | 論 | | 1 | | 20 | | 20 |
| 野 | | 介 護 | 技 | 術 | | 2 | | | 30 | 30 |
| 222 | | コミュニケーション学 | 英 会 | 話 | | | | | | |
| 選 | | | 手 | 話 | | 1 | | 20 | | 20 |
| 択 | | | 接遇作 | 法 | | | | | | |
| 八 | | 芸 術 | 華 | 道 | | | | | | |
| 分 | | | 茶 | 道 | | 1 | 20 | | | 20 |
| 野 | | | 美 | 術 | | | | | | |
| | | | 書 | 道 | | | | | | |
| | 合 | 計 | | | 93 | 119 | 1030 | 995 | 1005 | 3030 |

但し、校長が必要と認めたときは、随時、学科目外の講義及び課外講義を行うことができる。

学 則 施 行 規 則

第1章 総

第1条 この施行規則は、長崎歯科衛生士専門学校学則第43条に基づき、これを定める。

則

第2章 入学、休学、退学及び転入学等

- 第2条 学生証について次のとおり定める。
 - (1) 学生は毎年度始めに教務課で学生証の交付を受けなければならない。
 - (2) 学生証は学生の身分を証明するものであるから、常に携帯することとし、万 一紛失その他使用に耐えなくなったときは、再交付願(第8号様式)と写真を 添えて教務課へ提出して交付を受けること。
- 第3条 掲示について次のとおり定める。
 - (1) 学生またはその団体が校内で掲示しようとするときは、責任者は教務課の承認を受け、所定の場所に掲示しなければならない。
 - (2) 承認印なき掲示物は直ちに撤去し、また校外諸団体等の掲示についても同様 に取扱う。
- 第4条 健康診断および健康管理について次のとおり定める。
 - (1) 学生に対して健康診断を一斉に実施する。実施事項は実施前に掲示する。
 - (2) 学生が授業時間中または校内で課外活動中、急病若しくは不慮の事故により 負傷した場合は、速やかに事故届(第9号様式)を教務課へ提出しておかねばな らない。
- 第5条 クラブ活動について次のとおり定める。
 - (1) クラブを新たに結成する場合は次の手続きを必要とする。
 - 1. 団体結成願の提出(教務課) 顧問又は指導者の決定、規則および活動計画の決定
 - 2. 校長の承認
 - 3. クラブが会則その他の事項につき変更をなす場合は、その都度教務課へ届出て 承認を受けること。
- 第6条 学生は、次の証明書が必要な場合はその旨を校長に申し出ること。
 - (1) 在学証明書 無料
 - (2)成績証明書
 - (3) 卒業見込証明書 "
 - (4) 卒業証明書 "
 - (5) 通学証明書 "
 - (6) 旅客運賃割引証 "

第7条 学生が次に該当する理由で欠席する場合は、欠席扱いとはしない。

但し、学科及び実習にかかる出席時間数が不足した場合は、必要な補習を受けたうえでなければ定期試験及び臨時試験を受験することはできない。

(1) 喪に服するとき…配偶者、父母、子:7日

祖父母、姉妹兄弟:3日 3親等:1日

第3章 成績考查. 進級. 卒業

第8条 試験の実施、運営および成績通知について次のとおり定める。

- (1) 試験時間割は試験が実施される1週間前までには発表する。 但し、追、再試験時間割は、この限りではない。
- (2)試験は、原則として50分とし、30分間を経過しない間は退室を認めない。
- (3) 試験遅刻者の入室は、原則として10分以内にかぎり認められる。
- (4) 試験中一度試験場外へ出た者は、再び入室できない。
- (5) 試験中もし不正行為を発見した場合は、直ちに退室を命じる。
- (6) 試験中不正行為をした場合は、当該教科のみならずその同じ期間の他の教科 の単位も認定しない。
- (7) レポートによる試験にあって、その提出期日までに提出しないものはその教 科を放棄したものと見なす。
- (8) 試験が作品をもってなされる場合は、原則としてその作品提出は直接その教 科の担当者が受理するものとする。

なお、提出期日も担当者が決定する。

但し、教務課に提出する場合は、教務課においてその提出期限を明示する。

- (9) 試験の成績は教務課により、各学生に通知する。
- (10) 追、再試験料は1科目1回2,000 円とする。
- (11) やむを得ない理由により、追試験の受験を認められた者は、以下の書類を速やかに提出しなければならない。
 - 1. 喪に服するとき(2親等まで)は、葬儀の会葬礼状。
 - 2. 天候不良等による公共交通機関の途絶あるいは延着の場合は、各交通会社発行の証明書。
 - 3. その他特に認められた場合は、それを証明するもの。
- (12) 追試験の評価は、通常の試験と同様とする。
- (13) 再試験の評価は、最高60点とする。
- 第9条 授業・実習について次のとおり定める。
 - (1) 各教科ごとに授業のはじめに出欠を調べる。
 - (2)無届の欠席が2週間以上におよんだ場合は、退学を勧告する。
 - (3) 各授業の遅刻及び早退は15分を限度とし、それ以上は欠課と見なす。
 - (4)臨地実習(臨床実習を含む。)においては、その実習時間数の5分の4以上出席しなければならない。

- 第10条 履修認定について次のとおり定める。
 - (1) 本校入学以前に他の専修学校の専門課程・大学・短期大学等において修得した単位の認定を希望する者は審査対象期間内に、履修認定申請書に単位取得証明書を添付し、校長に提出すること。
 - (2) 校長は、教務委員会の議を経て認定する。

第4章 教務委員会

- 第11条 教務委員会は、校長、副校長、教務部長、専任教員及び講師の内から、校長 が任命した者若干名をもって組織する。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 1名
 - (3)委 員 校長が必要と認める数
 - (4)委員長は校長とし、副委員長は委員長の指名とする。
 - 2. 教務委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 学科課程に関する事項
 - (2) 入学考査、進級および卒業に関する事項
 - (3) 学生の指導教育および賞罰に関する事項
 - (4) その他学生の教育に関した重要な事項
 - (5) 学校関係者評価委員会での助言及び評価に関する事項
 - 3. 委員の任期は、一般社団法人長崎県歯科医師会の役員任期に準じるものとする。 ただし、再任を妨げない。
 - 4. 委員が任期満了したとき、又は辞任したときは、後任者の就任するまでその職務 を行うものとする。
 - 5. 教務委員会は定例日及び必要に応じ開催する。
- 第12条 校長が学則第41条の規定により懲戒処分を行う場合、教務委員会の意見を聞かなければならない。
 - 2. 前項の場合において必要があると認めたときは、本人を出席させて弁明を聞くことができる。

第5章 運営委員会

- 第13条 校長は、一般社団法人長崎県歯科医師会(以下「本会」という。)の会長を もってあてる。
 - 2. 副校長および教務部長は、本会理事会の議を経て校長が任命する。
- 第14条 校長は本校を代表し本校の任務を統括する。
 - 2. 副校長は校長を補佐し、校長事故あるときは、その業務を代行する。
 - 3. 教務部長は、校長の旨を受けて教務を掌握し、校長及び副校長共に事故あるときはその業務を代行する。

- 第15条 運営委員会は次の者をもって組織し、定数17名以内とする。
 - (1) 校長 (2) 本会理事 (3) 副校長 (4) 教務部長
 - 2. 委員は校長が委嘱する。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 1名
 - (3)委 員 校長が必要と認める数
 - (4) 委員長は校長とし、副委員長は委員長の指名とする。
 - 3. 運営委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の決定
 - (3) 本校の運営に関する事項
 - (4) 予算および決算に関する事項
 - (5) 学則および本校の諸規程についての制定、改廃に関する事項
 - (6) 学生の定数ならびに募集に関する事項
 - (7) 施設の改廃に関する事項
 - (8) その他管理運営に関する重要な事項
 - 4. 運営委員会の決定事項は本会代議員会に報告しなければならない。
 - 5. 委員の任期は、一般社団法人長崎県歯科医師会の役員任期に準じるものとする。 ただし、再任を妨げない。
 - 6. 委員が任期満了したとき、又は辞任したときは、後任者の就任するまでその職務 を行うものとする。
 - 7. 運営委員会は定例日及び必要に応じ開催する。
- 第16条 前条の規程にかかわらず、緊急を要する事項については、校長がこれを専決 することができる。
 - 2. 前項において緊急処分した事項については、次の委員会において承認を受けなければならない。

第6章 教育課程編成委員会

- 第17条 教育課程編成委員会は、校長、副校長、教務部長、専任教員および本校以外の 学識経験者等の中から、校長が任命した者若干名をもって組織する。
 - 2. 教育課程編成委員会は、本校教育課程の課題等について検討し、次年度以降の教育課程の編成に活用する。
 - 3. 教育課程編成委員会は定例日(年2回)及び必要に応じて開催する。
 - 4. 教育課程編成委員会で協議または指摘した事項については、教務委員会で検討し、学校教育・教育活動に反映させる。

第7章 学校関係者評価委員会

- 第18条 学校関係者評価委員会は、本校教職員以外の業界関係者および学識経験者や 地域代表者等の中から校長が任命した者若干名をもって組織する。
 - 2. 学校関係者評価委員会は、本校関係者による学校自己評価および本校事業報告等に対し課題等について検討し助言及び評価を行う。
 - 3. 学校関係者評価委員会は定例日(年2回)及び必要に応じて開催する。
 - 4. 校長は本委員会での助言及び評価をもとに次年度以降の教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に努める

第8章 会計及び財産

- 第19条 本校の運営は次の収入による。
 - (1)入学検定料、入学金、授業料、実習費
 - (2) 本会からの繰入金
 - (3) 助成金
 - (4) その他の収入
- 第20条 本校の会計年度は 4月 1日から始まり翌年 3月31日に終る。
- 第21条 前条に定める会計年度が終了した場合は、その翌月末までに財務諸表(「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」)を作成し、翌々月10日までに運営委員会の議を経なければならない。
- 第22条 本校の運営予算は、会計年度開始の前月20日までに財務諸表により作成し、 同月末までに運営委員会の議を経なければならない。
- 第23条 本校の経理は複式簿記により行うものとし、備付帳簿は次のとおりとする。
 - (1)総勘定元帳
 - (2) 現金出納簿
 - (3) その他必要に応じた補助簿
- 第24条 本校の財産及び会計運営状況監査は本会の監事がこれを行う。
- 第25条 学生の教育のため旅行する教職員には旅費を支給する。
 - なお、旅費の算定については本会旅費規程を準用する。
 - 2. 常勤教職員には給与及び手当を支給することができる。 なお、給与基準及び退職手当の額は本会職員規程を準用する。

第9章 服務等

第26条 常勤教職員の服務については本会職員規程を準用する。

第27条 常勤教職員の研修においては、教育の質の向上を図り、教育内容を充実させるため、歯科医学に関する学会及び全国歯科衛生士教育協議会等が主催する研修会に積極的かつ計画的に参加し、教員としての資質及び指導力の向上に努める。

附

1. この施行規則は厚生大臣の指定を受けた日 (昭和59年 3月10日) から施行する。

附則

1. 本改正は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成 2年 6月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成15年 4月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、一般社団法人長崎県歯科医師会の設立の登記の日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成28年 7月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成29年 3月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成29年 7月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、平成30年 2月 1日から施行する。

附則

1. 本改正は、令和元年 8月10日から施行する。

入学願書・履歴書

| | ※は本校で記入 |
|---------------|---------|
| ※ 受験 番号 | |

年 月 日現在

| 長崎歯科衛生士専門学校長 様 私は、貴校に入学を志望いたしますので、関係書類を添えて申込みます。 | | | | | | | | | | | 写真貼付欄 | | | |
|---|------------|-------|-----|---|----|----|-------|-----|--------------------------|---------|-------|------|-------|--------------------|
| Γ | ふりがな | | | | | | | | | | | | | 53か月以内に |
| B | 名 名 | | | | | | | | | | (FI) | 3 | . 全面則 | ちりつけること a×横3cm) |
| | 生年月日 | | | | 年 | , | 月 | | 日生 | 主 (満 | 歳) | | | |
| 入試種別に図 □指定校推薦 [¬x] □高校推薦 [¬x] □一般 [¬x] □社会人 [¬x] □次] □ (英語・生物基礎) 選択科目に | | | | | | | | | 【 一次 】 二次 三次 三次 | | | | | |
| - | がな | | | | | | | | | | | | | |
| | 主所(〒 - |) | | | | 昼間 | - 必ず週 | 運絡が | 「取れる) | 電話番号 | 【保護者 | · 本. | 人・ | 1 |
| | | 校 | 名 | | | | 在 | 学 | | 間 | | | 区 | 分 |
| 学 | 立 | 12 | 中学 | 校 | | 年 | | ~ | /\$] [| 年 | 月 | 卒 | 業 | |
| | | | 高等学 | 校 | | 年 | 月 | ~ | | 年 | 月 | 卒 | 業 5. | 卒業見込 |
| 歴 | | | | | | 年 | 月 | ~ | | 年 | 月 | 卒 | 業 · | 卒業見込 |
| | | | | | | 年 | | ~ | | 年 | 月 | 卒 | | 卒業見込 |
| | 勤 | 務 | 先 | | | | 勤 | 務 | 期 | 間 | | | 職 | 名 |
| 職 | | | | | | 年 | 月 | ~ | | 年 | 月 | | | |
| 歴 | | | | | | 年 | 月 | ~ | | 年 | 月 | | | |
| 1112 | | | | | | 年 | 月 | ~ | | 年 | 月 | | | |
| | 資格の種類 免許登録 | | | | 番号 | Τ | 免記 | 午登 | 録年月 | 日 | 症 | 験 | 合格年 | 三月日 |
| 資格取得歴 | | | | | | | | | | | | | | |

第2号様式

誓約書

現住所

氏名

平成 年 月 日生

上記の者が貴学校に入学を許可されましたので、諸 規則を守らせることは勿論、在学中における一切の件 は、私どもにおいてお引受けいたして、決して御迷惑 をおかけしないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎歯科衛生士専門学校長 様

保護者 現住所

本人との関係

氏名

 $^{\bigcirc}$

年 月 日生

保証人 現住所

本人との関係

氏名

 $^{\bigcirc}$

年 月 日生

第3号様式

異 動 届

次のとおり異動しましたのでお届けします。

記

新

旧

異動年月日 令和 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

異動届出者氏名

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第4号様式

欠 席 届

次のとおり欠席しましたのでお届けします。

記

期間 令和年月日から

令和 年 月 日まで 日間

理 由

令和 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

 \blacksquare

保護者氏名

 \blacksquare

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第5号様式

休 学 願

次の理由により休学いたしたいので、許可 されますようお願いします。

記

期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで 日間

理 由

令和 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

 \bigcirc

保護者氏名

 $^{\odot}$

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第7号様式

復 学 願

令和 年 月 日付で休学の許可を得ましたが次の理由により復学いたしたいので許可されますようお願いします。

記

理 由

令和 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

保護者氏名

長崎歯科衛生士専門学校長 様

退学願

次の理由により退学いたしたいので、許可されますようお願いします。

記

理 由

令和 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

保護者氏名

保証人氏名

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第8号様式

学生証再交付願

令和 年 月 日

長崎歯科衛生士専門学校長 様

学生番号 番

 学生氏名
 ①

 平成
 年
 月
 日生

下記の理由により学生証の再交付をお願いします。

記

- 1. 理由
- 2. 理由発生の場所及び日時
- 3. 交付済の学生証番号
- (注)理由には、紛失、盗難、汚損等、該当事項を記入 すること。

第9号様式

事故届

令和 年 月 日

長崎歯科衛生士専門学校長 様

学生番号 番

学生氏名

下記のとおりにつきお届けします。

記

- 1. 傷病名
- 2. 事故発生の日時場所
- ① 月 日午前(後) 時 分頃
- ②場所
- ③措置状況

上記のとおり相違ないことを確認します。

 令和
 年
 月
 日

 責任者氏名
 ①